

自治基本条例をつくる会 会議概要

第52回会議	
開催日時	平成21年6月17日(水) 18:30~20:30
開催場所	山陽小野田市役所 第2委員会室
出席会員	10名 岡村啓二、河野朋子、木林紀生男、草田和枝、酒井敏正、杉本保喜、徳重洋子、林久芳、石井隆、岩崎秀司
事務局	副市長、企画課主幹
協議概要	<p>1 第51回の会議概要について → 承認。</p> <p>2 前文等のたたき台をもとに条例文を作成し、条例素案作成についての協議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前文」「目的」「定義」についての内容確認 ・「基本理念」「国、県及び近隣市との連携・協力体制」「自治基本条例審議会」の項目について、加筆、削除等の修正（別紙資料のとおり） <p>3 その他</p> <p>※ 今後のスケジュールについて（修正案についての協議）</p> <p>ア) 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条文の協議期間が短すぎるのでは。 ・PIが大切なので期限にしばられては本来の目的が達成できないのでは？ ・1次素案が完成した段階で、市長に一度来ていただいて、状況を話したい。 ・まず勉強会から始めたので、条例協議は実質1年半くらいしかしていない。 <p>イ) 住民説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このスケジュールでは説明会について、校区単位でしか開くことが出来ない ・説明会はチームを作ってはどうか。 ・各種団体の代表に集まっていただき、説明会を開催し、次に校区の説明会を始めていったらよいのでは。 ・各校区の説明会案内に、各種団体への説明会も含むことを広報してから各校区での説明会を始めていったらよいのでは。 ・多くの住民の意見を大事にしたいと思うので、期限にこだわるのは問題である。 ・第一次素案の住民説明に重きをおきたいので、市長へ伝えて欲しい。 ・条例素案作成と並行して、団体名簿等が必要。

(まとめ)

- ・平成22年3月の期限は努力目標とする。
- ・早期の完成を目指し、条例項目の目途がつくまで、毎週の開催とする。

【次回の開催について】

第53回会議：平成21年6月24日(水) 18:30～第2委員会室

○ 前文

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と工業の盛んなまちで、平成17年3月旧小野田市と旧山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たち市民のものであり、住んでいることを誇れるまち、未来への責任を持てるまちにする必要があります。

そのためには、市民ひとりひとりがまちづくりに関心を持ち、私たち市民が積極的に参画し、行政、議会と協働してまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「市民が主役のまちづくり」を実現するための道しるべとして、市政運営のルールを定めた最高規範となる「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

{解説}

この前文では、山陽小野田市の特色とこの条例が市民がまちづくりの主役で市民参画と協働により市政運営やまちづくりを目指した最高規範の条例であることを明記した。

又、この中に市民憲章の理念を尊重した。

{つくる会で出された意見等}

○目的

この条文は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市民及び事業者の権利及び責務並びに市長・職員・議員の責務及び議会の役割・責務を明確に規定するとともに、市民主役の参画と協働に基づいた行政運営等を行うために必要な基本的事項を定めることにより、市民総意に基づいた自治の実現を図ることを目的とする。

{解釈}

この条例の目的は、市民主役の参画と協働に基づいた行政運営等を通して

- (1) 市民総意の自治の実現を目指す。
- (2) 住んでいることを誇れるまち、未来への責任を持てるまちづくりを目指す。
- (3) 市民が豊かで、住みよい、安心・安全なまちづくりと市民生活の向上を図る。

{つくる会で出された意見等}

○定義

この条文において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「市」とは、市長をはじめとする執行機関をいう。
- (2) 「市民」とは、市内に在住、在勤または在学するすべての個人及び市内に事業所を有する法人、営利を目的としないその他の団体をいう。
- (3) 「事業者」とは、市内で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (4) 「地域コミュニティー」とは、市民で構成されるまちづくりのための各種団体をいう。
- (5) 「参画」とは、市が実施する計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいう。
- (6) 「協働」とは、市民と市と議会がよりよいまちづくりのために、それぞれの責務と役割を認識し、相互に助け合い、ともに活動をするをいう。

{解釈}

この条例に記載されている「市」・「市民」・「事業者」・「地域コミュニティー」・「参画」及び「協働」のそれぞれの定義を明確に定めた。

{つくる会で出された意見等}

○基本理念

先に掲げた目的を達成するため、次の各号に掲げることをこの条例の基本理念とする。

1. 市、市民及び議会は、お互いに人権を尊重しなければならない。
2. 市、市民及び議会は、お互いに市政に関する行政情報を共有するものとする。
3. 市は、市民の市政への参画を保障しなければならない。
4. 市、市民及び議会は、お互いに協働してまちづくりにあたらなければならない。

{解説}

この条例の基本理念として、市、市民等が共通理念として基本的に認識すべき理念を掲げた。それは、人権の尊重・行政情報の共有・市政への参画・協働のまちづくりである。

{つくる会で出された意見等}

○ 国、県及び近隣市との連携・協力体制

市は国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行いながら共通の課題解決に努めるものとする。

市は、市民にとって必要な政策課題の実現のためには、国、県に具体的な政策の要望や提案を行うものとする。

{解説}

市の独自性を発揮しながら国、県及び近隣市との連携・協力体制を取り、共通の課題解決に向けて力を結集することが大切である。

{つくる会が出た意見等}

○自治基本条例審議会

市長は、付属機関としてこの条例に沿って市民自治の推進が適正に実施されているかどうかを把握するため、自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けけるものとする。

{解説}

この自治基本条例に基づいて市民本位の市政やまちづくりが適切に行われているかどうかを監視・提言するために自治基本条例審議会の設置を義務づける。

{つくる会で出された意見等}

○この条例の位置づけ

この条例は、市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。

{解釈}

自治基本条例は市が制定している条例や規則等の最高規範であり、それに従って市の条例や規則等に整合性を持たせる規定である。

{つくる会で出された意見等}

○この条例の検討・見直し

1. 市長は、社会・経済状況の変化等に応じて、この条例が、行政の運営及びまちづくりの推進する上で相応しいものであるかどうかを4年以内に検討しなければならない。
2. 前項の見直し・検討に当たっては、市民参加のもとで市民の意見を適切に反映させなければならない。

{解釈}

この条項は、社会・経済状況の変化に応じて、条例の見直しを規定したものである。見直しにあたっては、市民参画を求める規定をしている。

{つくる会で出された意見等}

この条項の中に自治基本条例審議会の設置の条項を入れる方法もある。